

## 高齢者地域サロン外出支援サービス事業実施要領

### (目的)

第1条 この事業は、「高齢者地域サロン」(以下「サロン」という。)において外出する行事を支援することにより、サロン活動の活性化と参加者の元気づくりを支援することを目的とする。

### (対象者)

第2条 この事業の対象者は、サロンの参加者とする。

### (事業内容)

第3条 サロンの定例開催日に、サロンの行事として出かける場合の移動手段として、東広島市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)が所有するマイクロバスを提供する。なお、利用回数は当該年度中に1サロン1回とする。

### (利用内容及び方法)

第4条 利用の内容及び方法は次のとおりとする。

- (1) 利用日は12月29日から翌年1月3日までの日及び車検期間を除く日で、市社協で運転手が確保できる日とする。
- (2) 利用時間は9時から17時までの間(8時間以内)とする。
- (3) 利用をする場合は、所定の申込書に必要事項を記入し、利用日の3ヶ月前から1週間前までに市社協へ提出する。
- (4) 利用時の燃料代、駐車料等の実費はサロンが負担する。
- (5) 申請した目的地以外に行くことはできない。また、申込書に添えた搭乗者名簿に記載されていない人は乗車することはできない。

### (委任)

第5条 この要領に定めるもののほかに必要な事項が生じた場合は、別途協議する。

### 附則

- 1 この要領は、平成13年5月1日から施行する。  
平成19年4月1日一部改正
- 2 この要領は、当該事業の受託期間中のみ有効とする。